

(参考資料-2)

(仮称) Fukuroi Central Park 推進に関する業務協定書 (案)

(仮称) Fukuroi Central Park (緑のにぎわいゾーン) 土地区画整理組合設立準備委員会 (以下「甲」という。) と□□□□株式会社 (以下「乙」という。) は、甲が別紙記載の地区 (以下「計画地区」という。) において計画する (仮称) Fukuroi Central Park (緑のにぎわいゾーン) 土地区画整理事業及び土地利用事業 (以下「本事業」という。) に関し、以下のとおり合意したので本協定書を締結する。

(目的)

第1条 甲は、計画地区において良好な市街地開発を行うため、「土地区画整理法」に基づく土地区画整理組合 (以下「組合」という。) を設立して本事業を施行するにあたり、第2条記載の諸業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲は、乙に業務を委託するにあたり、乙が委託業務を円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 土地区画整理事業の委託業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 甲に対する運営支援業務
- (2) 関係権利者に対する本事業への理解の促進、合意形成に要する活動
- (3) 関係行政庁等に対する協議、届出、許認可申請に関する業務
- (4) 組合設立認可申請に要する定款、事業計画書等の検討、書類作成業務
- (5) 組合設立総会に必要な書類作成、総会運営業務等の組合設立総会に係る全ての業務
- (6) 仮換地指定 (案) 及び指定通知書 (案) の作成業務等の仮換地設計に係る全ての業務
- (7) 街区及び画地確定計算業務
- (8) 現況測量、地区界測量、土地の権利調査業務
- (9) 区画道路、造成、緑化、公園、調整池等の本事業に係る各種設計業務
- (10) その他甲が必要とする業務

2 土地利用事業の委託業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 土地利用計画の作成
- (2) デザイン案の作成
- (3) 整備計画の作成
- (4) 運営管理・維持管理計画の作成
- (5) その他甲が必要とする業務

(委託業務費用)

第3条 本業務に関する委託業務費用については、別途見積りにより甲乙協議の上決定する。

2 委託費用は、組合設立まで乙が費用を立替えるものとする。ただし、組合が設立されな

かった場合は、乙の負担とする。

3 乙は、組合設立後、組合に対し委託費用を請求できるものとする。

(有効期限)

第4条 本協定書の有効期限は、組合設立総会において業務代行契約書が議決され、組合と乙の間で第5条の業務代行契約が締結される日までとする。

(組合業務の代行)

第5条 甲は、組合との業務代行契約を締結する前提で乙と以下の項目について協議するものとする。

(1) 代行業務の内容

(2) 業務委託契約金額およびその支払い方法

(3) その他、業務代行契約を締結するに必要な事項

2 甲は、前項の協議に基づき組合と乙が組合の業務代行契約を締結することについて、組合設立総会において組合員の承認を得るものとする。

(解除)

第6条 甲及び乙は、本事業の公益性に鑑み誠意をもって本協定書を履行するものとし、正当な理由なくして一方的に本協定書を解除することはできないものとする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第8条 本協定書に定めない事項、または疑義が生じた場合は、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 (仮称) Fukuroi Central Park (緑のにぎわいゾーン)
土地区画整理事業 準備委員会 委員長
住所
氏名

乙 □□□□株式会社
住所
氏名